

(旧) 大阪市立大学特定職員の期末手当に関する規程

制 定 令和 3 . 5 . 31 規程150

最近改正 令和 3 . 11 . 30 規程269

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、(旧) 大阪市立大学特定職員給与規程(以下「(旧) 特定職員給与規程」という。) 第 28 条の規定による期末手当について定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 調査期間 基準日以前 6 箇月
- (2) 特定職員 (旧) 大阪市立大学特定職員就業規則(以下「(旧) 特定職員就業規則」という。) の適用を受ける者をいう。
- (3) 中途採用者 調査期間中に特定職員として採用された者をいう。
- (4) (旧) 特定職員勤務時間等規程 (旧) 大阪市立大学特定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (5) 所定の勤務日 特定職員としての引き続いた在職期間における所定の勤務日((旧) 特定職員勤務時間等規程に定める所定の休日以外の日をいい、次号に掲げる期間における所定の勤務日を含む。) をいう。
- (6) 採用前の日数 中途採用者が、調査期間の全期間引き続き在職したものとみなした場合のその採用前の期間における所定の勤務日の日数をいう。
- (7) 欠勤等の事由 次に掲げる事由をいう。

ア 欠勤

イ (旧) 特定職員勤務時間等規程第 30 条に規定する病気休暇((旧) 特定職員就業規則第 48 条第 1 号の規定による就業の禁止により与えられた病気休暇の期間を含む。)

ウ (旧) 特定職員就業規則第 10 条第 1 項第 1 号に規定する休職(業務上若しくは通勤上の災害による負傷若しくは傷病によるものを除く。) 及び(旧) 特定職員就業規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 6 号に規定する休職

エ (旧) 特定職員就業規則第 39 条第 3 号に規定する停職

オ 大阪市立大学特定有期雇用教職員等の育児・介護休業等に関する規程(以下「育児介護休業規程」という。) の規定に基づく育児休業

カ 育児介護休業規程の規定に基づく介護休業

キ 育児介護休業規程に基づく育児短時間勤務の期間中における休日のうち(旧) 特

定職員勤務時間等規程に定める所定の休日以外のもの

ク 育児時短時間勤務の期間中において、1日の勤務時間が(旧)特定職員勤務時間等規程に基づく1日の勤務時間(以下「1日の所定の勤務時間」という。)と比べて短縮されていること

ケ (旧)大阪市立大学特定職員の自己啓発等休業に関する規程に基づく自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)

コ (旧)特定職員勤務時間等規程第25条第2項に規定する特別休暇

(10) 欠勤等の日数 調査期間において、欠勤等の事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の総日数(クについては、当該事由により短縮された総時間数を1日の所定の勤務時間で除して得た数とする。)をいう。ただし、中途採用者にあつては、採用前の日数を含むものとする。

(11) 所定勤務日数 調査期間における所定の勤務日の日数をいう。ただし、中途採用者にあつては、採用前の日数を含むものとする。

(12) 実勤務日数 所定勤務日数から欠勤等の日数を差し引いた日数をいう。

第2章 期末手当

(期末手当)

第3条 6月1日又は12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する特定職員に対して、期末手当を支給する。

2 1回に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の112.5((旧)特定職員就業規則第18条の規定により再雇用された特定職員にあつては、100分の62.5)を乗じて得た額に、その者の実勤務日数の区分に応じて別表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(期末手当の通算)

第4条 次の各号に掲げる者に対する期末手当の計算にあつては、第2条第10号の規定にかかわらず、各号に定める期間において勤務した日を欠勤等の日数には含めないものとする。

(1) (旧)大阪市立大学医学部附属病院特定職員就業規則の適用を受ける職員(以下「(旧)病院特定職員」という。)から引き続き特定職員となった者 当該(旧)病院特定職員の期間

(期末手当基礎額)

第5条 前条の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において特定職員が受けるべき給料の月額とする。

第3章 期末手当の支給

(支給日)

第6条 期末手当は、特別の事情がない限り、基準日が6月1日であるものについては6月30日、基準日が12月1日であるものについては12月10日にそれぞれ支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、6月30日が日曜日に当たるときの支給日は6月28日とし、6月30日が土曜日に当たるときの支給日は6月29日とする。また、12月10日が日曜日に当たるときの支給日は12月8日とし、12月10日が土曜日に当たるときの支給日は12月9日とする。

(休職等による期末手当の不支給)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、期末手当を支給しない。

- (1) 基準日現在において、(旧)特定職員就業規則第10条第1項第3号に規定する休職中である者。ただし、理事長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。
- (2) 基準日現在において、(旧)特定職員就業規則第10条第1項第5号に規定する休職中である者。
- (3) 基準日現在において、自己啓発等休業中である者。

(勤務成績不良者の手当額の減額等)

第8条 勤務成績が著しく不良である特定職員については、(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「旧市大法人期末勤勉手当規程」という。)第11条の規定を準用して、期末手当を減額し、又は支給しないことがある。

(懲戒解雇等による期末手当の支給制限)

第9条 懲戒解雇等による期末手当の支給制限については、旧市大法人期末勤勉手当規程第12条の規定を準用する。

(期末手当の支給の一時差止め)

第10条 特定職員の期末手当の支給の一時差止めについては、旧市大法人期末勤勉手当規程第13条の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年6月1日から施行する。
(令和3年6月1日を基準日とする期末手当の特例)
- 2 令和3年4月1日より前から特定職員として勤務する者の令和3年6月1日を基準日とする期末手当は、令和3年4月1日に採用されたものとみなして、この規程の規定により計算した額とする。
(大阪市立大学特定職員の勤勉手当に関する規程の廃止)
- 3 大阪市立大学特定職員の勤勉手当に関する規程は、廃止する。

附 則(令和3.11.30 規程269)

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

別表

実勤務日数		割合
89 日以上		100 分の 100
66 日以上	88 日以下	100 分の 95
32 日以上	65 日以下	100 分の 75
12 日以上	31 日以下	100 分の 60
6 日以上	11 日以下	100 分の 50
5 日以下		理事長が個々に決定する割合